

平成22年3月15日

アトラス・パートナーズ株式会社

関東財務局長(金商)第526号(投資運用業、投資助言・

代理業、第二種金融商品取引業)

総合不動産投資顧問業 総合第34号

セントラル投資事業有限責任組合に関するお知らせ

弊社は、不動産投資を目的とする匿名組合契約の出資の持ち分または不動産を裏付け資産とする信託の受益権の取得および保有を主な事業内容とするセントラル投資事業有限責任組合（登記簿に記載された主たる事務所の住所地：東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内/無限責任組合員：合同会社リバーサイド）と、同組合の事業運営にあたって長らく取引関係にあります。

さて、此の度、弊社取引先のセントラル投資事業有限責任組合と全く同名称で、非公開株式の取り扱い等を事業内容とする別の投資事業有限責任組合が存在することが判明致しました。

弊社取引先のセントラル投資事業有限責任組合は、法人事業者のお客様だけを相手方とする事業を営んでいる組合です。また、弊社取引先のセントラル投資事業有限責任組合は、それ以外の同じ組合名の投資事業有限責任組合とは全く別の組合であり、その何れの投資事業有限責任組合とも、いかなる関係も有してはおりませんので、その旨お知らせ申し上げます。

なお、本件に関しましてご不明な点等ございましたら、弊社コンプライアンス担当宛てご照会下さるようお願い申し上げます。

以 上